

令和6年度かかりつけ薬剤師・薬局推進指導者協議会

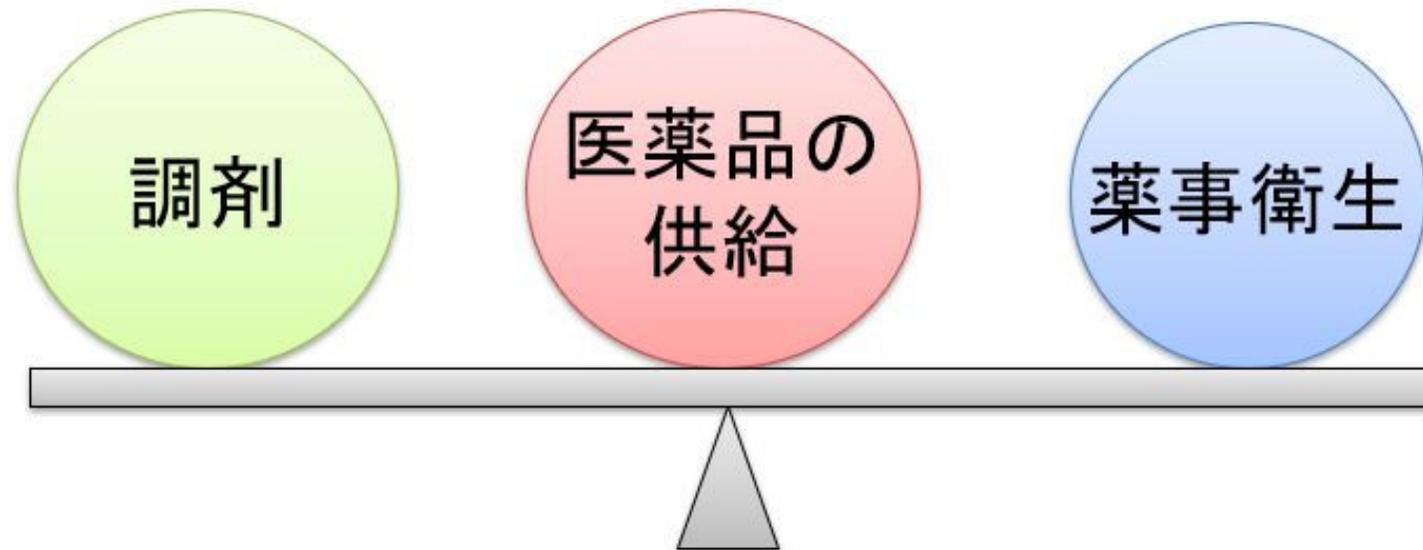
地域における認定薬局・健康サポート薬局の現状と展開 並びに地域医薬品提供体制の構築に向けて

令和7年2月28日
公益社団法人 日本薬剤師会
常務理事 長津 雅則

薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

薬剤師の任務

- 「調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどる」 薬剤師法第1条



平成の30年間の変化(薬剤師・薬局の位置づけ)

1992年(H4)

- 6月 第二次医療法改正(法案成立)
➤ 薬剤師が医療の担い手として明記

2004年(H16)

- 薬学教育6年制に関する法律 成立
5月 学校教育法の一部を改正する法律 成立
6月 薬剤師法の一部を改正する法律 成立

2006年(H18)

- 4月 薬学教育6年制 の学生が入学

- 6月 第五次医療法改正(法案成立) ※薬事法改正・薬剤師法改正も
➤ 薬局を医療提供施設に位置づけ(2007(H19)年4月施行)
➤ 医療計画の見直し(医療提供体制における薬局の役割)
➤ 医療安全の確保(薬局・医療機関における医薬品安全管理体制)
➤ 医療機能/薬局機能情報提供制度(住民への情報提供)
➤ 医療従事者の質の向上(薬剤師の再教育等)

2010年(H22)

- 3月 「チーム医療の推進について」(チーム医療の推進に関する検討会報告書)の公表
4月 「医療スタッフの協同・連携によるチーム医療の推進について」(厚生労働省医政局通知)

⇒臨床実践能力を持つ薬剤師の養成

⇒地域医療に貢献する薬局薬剤師、病棟などでチーム医療に参加する病院薬剤師

出典:厚生労働省資料

平成の30年間の変化(最近の医薬分業に関する議論等)

2015年(H27)

3月 規制改革会議 公開ディスカッション(医薬分業のあり方)

10月 「患者のための薬局ビジョン」の策定

2016年(H28)

4月 調剤報酬改定(かかりつけ薬剤師指導料の新設等)

10月 健康サポート薬局の届出開始

2018年(H30)

4月 調剤報酬改定(地域支援体制加算の新設等)

厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会における制度改正の議論

4月 制度改正に向けた検討開始

12月 「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」がまとまる

2019年(H31)

3月 薬機法等の改正法案を通常国会に提出
(令和元年11月 臨時国会において法案成立、12月 改正法公布)

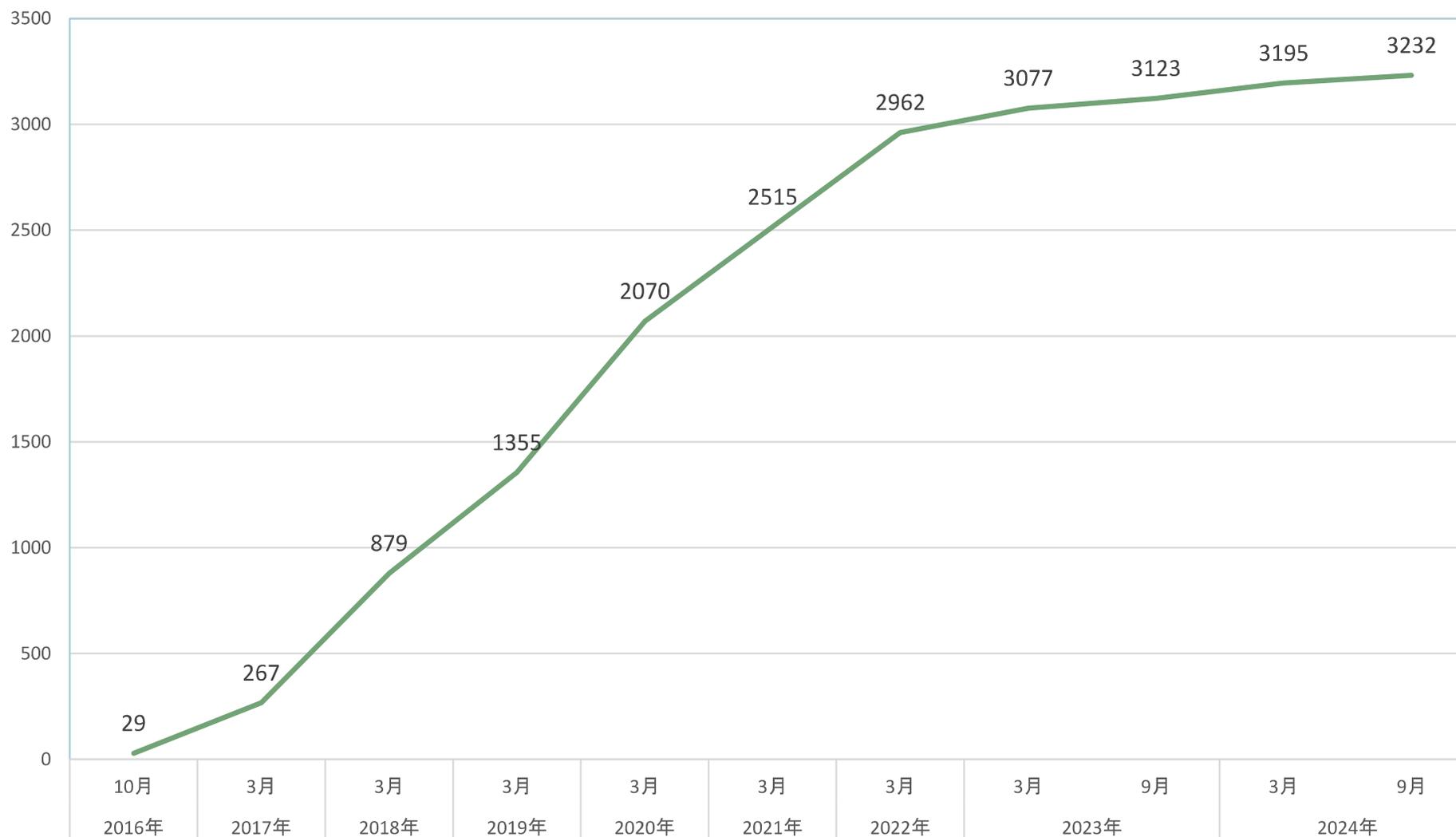
⇒かかりつけ薬剤師・薬局の推進、薬局の認定制度に係る規定が新設

⇒地域包括ケアシステムにおいて、医療・介護の一翼を担う役割を期待

出典:厚生労働省資料

健康サポート薬局届出数の推移

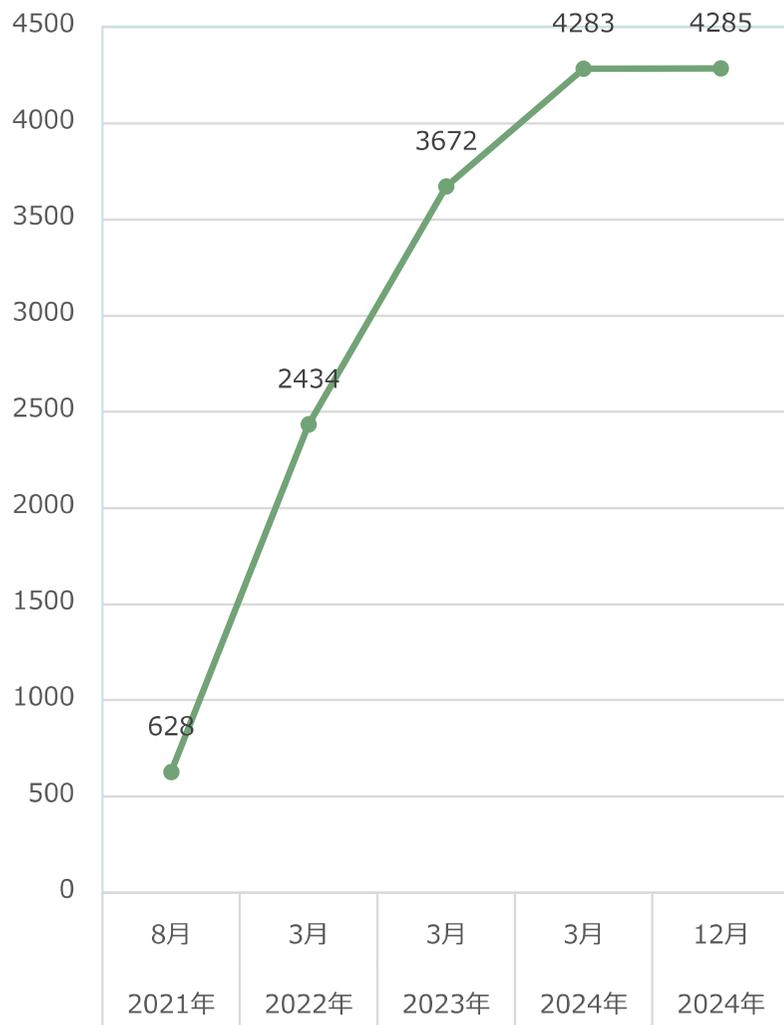
●健康サポート薬局の届出数



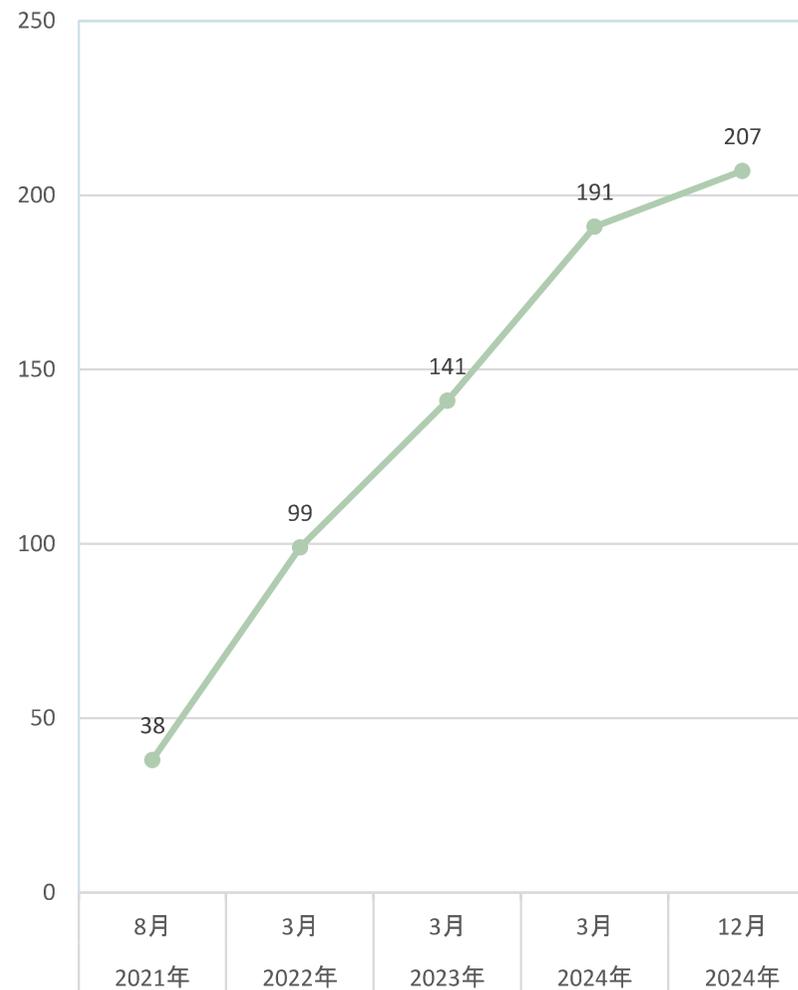
参考：2024年3月末時点の薬局数 62,828（令和5年度衛生行政報告例）

認定薬局認定数の推移

●地域連携薬局の認定数



●専門医療機関連携薬局の認定数



参考：2024年3月末時点の薬局数 62,828（令和5年度衛生行政報告例）

背景：社会の変化・医療構造の変化

- 人口構造の変化（不健康寿命の長期化）
- 疾病構造の変化
- 支え手の不足
（財源の不足、医療・介護の担い手の不足）



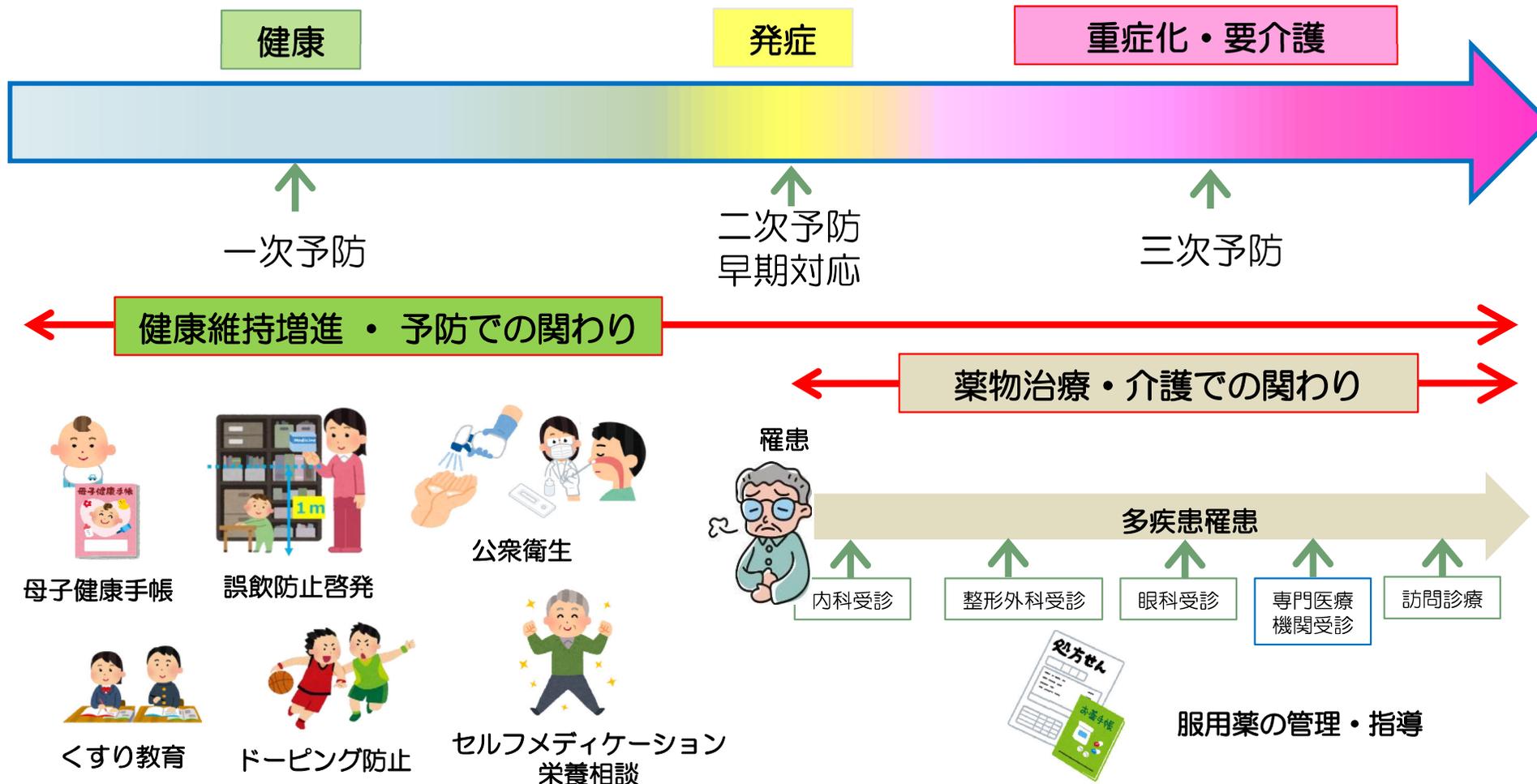
医療のあり方・提供体制のあり方の変化
「医療機関完結から地域完結」へ
「発症させない、重症化させない」へ

薬剤師にも、薬局（医療提供施設）にも、**予防の視点**が必須

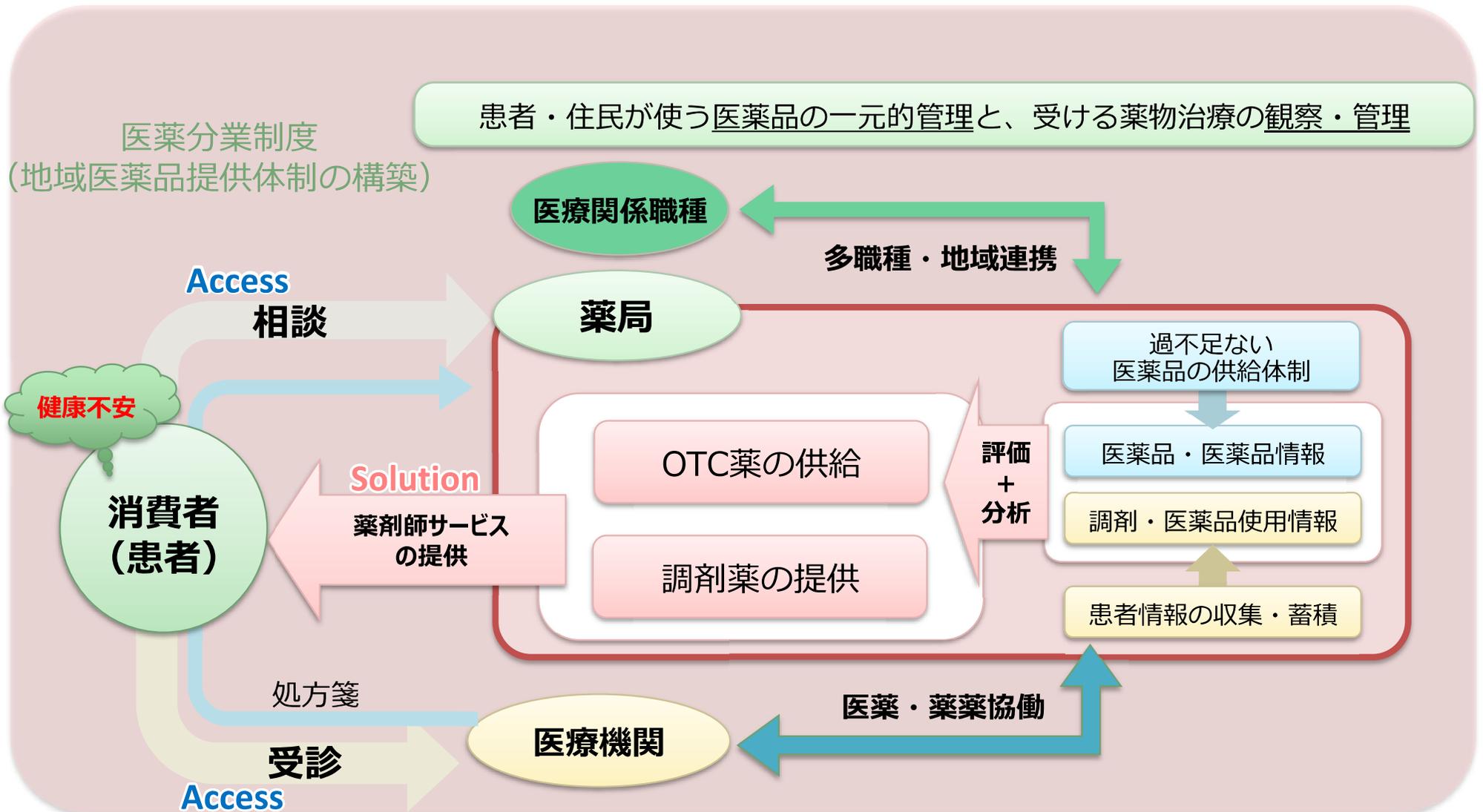
- 薬物治療だけでなく、発症前（予防・健康の維持増進）からの関わり
- ライフステージを通じた関わり
- 地域の保健・衛生との関わり

これからの薬局・薬剤師が果たす役割

誕生から終末期に至る、ライフステージ全てを通じた薬剤師による健康サポート、服用薬の一元的・継続的・全人的な管理・指導



将来目指すべき薬剤師・薬局の姿(地域に貢献する薬剤師・薬局のビジョン)



**地域・患者への適切な医療提供体制を支える薬局・薬剤師
国民皆保険、地域包括ケアシステムに貢献する薬局・薬剤師の実現**

健康サポート薬局の概要

健康サポート薬局

- かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、
- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局
- 都道府県知事等に届出を行い、薬局機能情報提供制度に基づき公表。

※「積極的な支援」とは

- ① 医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言
- ② 地域住民の身近な存在として健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、適切な専門職種や関係機関に紹介
- ③ 率先して地域住民の健康サポートを実施し、地域の薬局への情報発信、取組支援も実施

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能

- ① 服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- ② 24時間対応、在宅対応
- ③ かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化

健康サポート機能

- ① 地域における連携体制の構築
- ② 薬剤師の資質確保
- ③ 薬局の設備
- ④ 薬局における表示
- ⑤ 要指導医薬品等の取扱い
- ⑥ 開局時間
- ⑦ 健康相談・健康サポート

- 地域医療提供体制における薬剤師サービスの質を担保
- 全ての薬局が健康サポート機能を提供する
 - …薬局の姿を変える＝地域に焦点を当てた機能を具備
- 地域包括ケアシステムの想定単位とされる日常生活圏域（具体的には中学校区）に、少なくとも1～2薬局が存在しアクセスを確保
 - …地域住民へ必要なサービスを提供できる体制整備
- 地域の医療関連リソースとして機能する

地域における医薬品提供体制の 強化に向けて

「患者さん」から「その患者さん」へ

患者毎に個別最適化した薬剤師サービス

これまで（第一、第二世代）

- ① 薬剤評価中心型
- ② 個々の処方医師（個々の処方箋毎の依存型疑義照会）
- ③ 添付文書情報活用中心の疑義照会
- ④ 知識中心型（医薬品情報依存型疑義照会）
- ⑤ 処方確認中心型
- ⑥ 処方箋依存型の処方監査と疑義の解決



これから（第三世代へ向けて）

- ① **患者総合評価型（患者Profile = 患者の生活像活用型）**
- ② **全ての処方医・処方を視野に**
- ③ **薬学的知識を活用し、添付文書、薬物動態や検査値等を分析、評価し薬物治療へ貢献**
- ④ **知識 + 技能型（患者情報と医薬品情報の評価 = 患者毎に個別最適化した対応）**
- ⑤ **処方提案型（患者を個別化し、最適な処方の提案）**
- ⑥ **その患者の服用するOTC薬も含めて医薬品全体の把握**
- ⑦ **患者Profile活用型の処方監査と疑義の解決**

地域における医薬品提供体制をめぐる議論

R6. 10.16 第10回 薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会 資料2より

在宅医療における薬剤提供について(これまでの議論の整理) (令和6年6月17日第6回薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会 資料4)

○在宅医療における薬剤提供の実態・課題

- ・ 多くの在宅患者については、円滑に薬剤提供の対応ができており、関係者の連携の下、事前の対策として、予め処方・調剤済の医薬品を患者宅等に配置している事例もある。
- ・ 一方で、少数ではあるが、患者の状態の変化により緊急に薬剤提供が必要となった場合に円滑に薬剤を提供できなかった事例が存在。入手できなかった主な医薬品の種類は、解熱鎮痛剤、輸液（体液維持剤）、医療用麻薬等。（薬局と連携せずに対応している事例も一定程度存在。）
- ・ 在宅患者については、薬局が普段から訪問対応を実施している場合とそうでない場合があり、後者の場合は、薬局では外来患者と同様の対応となり、緊急時に連絡があった場合に、必要な医薬品を在庫していない、薬剤を配送する手段がない場合がある。
- ・ 関係者の連携は必ずしも十分ではない。
- ・ 在宅医療における薬剤提供については、一次医療圏（≒市区町村）単位の薬局等の状況等の実態も踏まえた検討が必要。

○課題解決のための対応策

- ・ 薬局と医療機関、訪問看護ステーションの連携が必要。薬局が訪問対応していない患者についても、事前の連携体制構築が必要。
- ・ 薬局において緊急時の対応が困難となることが想定される場合には、事前に医療機関、訪問看護ステーションと連携し、患者ごとに緊急時の対応体制を構築しておくことが必要。
- ・ 連携推進のために、地域における在宅対応が可能な薬局の情報について、医療関係者等への周知が必要。

○今後の検討について

- ・ **薬局と訪問看護ステーション、医療機関等との連携推進のための方策について、地域の状況に応じた対応策を検討。**
- ・ **緊急時に必要な医薬品の種類やそれにかかる対応策について検討。**
- ・ **離島・へき地等の薬局がない地域における対応策について検討。**

地域における医薬品提供体制をめぐる議論

R7.1.31 第12回 薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会 資料2より

地域の状況に応じた在宅医療における薬剤提供体制に係る課題への対応（案）

地域における在宅患者への薬剤提供体制の構築・強化

在宅患者への薬剤提供体制構築の推進 都道府県・二次医療圏等の広域での協議を想定

- 地域の医療機関、薬局による在宅医療に係る医薬品提供体制の把握。
- 薬剤提供体制を構築するための課題の抽出、行政、関係機関、関係職種において協議、連携体制の構築推進等を実施。
 - ✓ 在宅医療における薬剤提供等に係る連携体制について、医療職、介護職を含めた体制構築が必要。
 - ✓ 地域薬剤師会、地域の薬局の連携による体制を構築することが重要（ただし、医療機関が地域の薬剤提供を担っている場合は当該医療機関も含めた体制の検討が必要）。
 - ✓ 連携体制構築に当たっては、地域の在宅医療の協議の場を活用することが考えられる。

体制構築の推進支援等

個別の対応も含めた地域における対応状況等のフィードバック

地域における薬剤提供体制の構築 地域レベルでの協議を想定

- 地域の課題を踏まえた在宅患者への薬剤提供体制の構築。
- 地域において、個別患者への課題への対応検討のための方法等について、行政含めた関係者により協議。
- 関係者における必要な情報共有等。
 - ✓ 地域薬剤師会等による相談応需・協議体制の整備、関係者への相談方法・連絡先等の情報共有が考えられる。

個別の在宅患者において薬剤提供の課題が生じた場合の対応

- 個別の患者の状況に応じて、当該患者の在宅療養を担う医師、薬剤師、訪問看護師等により対応方法を協議、実施。
 - ✓ 薬局が訪問して対応していない患者の場合は、まずは訪問薬剤管理指導の対象にする等の調整を実施することが考えられる。

地域体制としての医薬品提供体制が必要

- ✓ 特例的な対応を実施する場合は、行政機関、地域の関係団体等にあらかじめ情報を共有するとともに実績を報告することが必要。

現行

(医薬関係者の責務)

第一条の五 (略)

2 (略)

3 薬局開設者は、医療を受ける者に必要な薬剤及び医薬品の安定的な供給を図るとともに、当該薬局において薬剤師による前項の情報の提供が円滑になされるよう配慮しなければならない。



改正案

(医薬関係者の責務)

第一条の五 (略)

2 (略)

3 薬局開設者は、**関係行政機関との連携等により**、医療を受ける者に必要な薬剤及び医薬品の安定的な供給を図るとともに、当該薬局において薬剤師による前項の情報の提供が円滑になされるよう配慮しなければならない。

地域における医薬品提供体制の構築に向けて

- 薬剤師会として、地域の医薬品提供体制の現状把握・課題発掘、対応策の検討・実行を進めていく。
- 地域に必要な医療体制と連動した医薬品提供体制の強化に向け、都道府県・地域において、薬剤師会と行政が連携して体制整備を図っていく必要がある。
- 将来的には、地域に必要な医薬品提供体制が行政施策や計画に根拠をもって整備される方向性を目指す。

令和7年度当初予算案 3.6億円 (46 百万円) ※ ()内は前年度当初予算額 ※ 令和6年度補正予算額 10百万円

1 事業の目的

限られた医療資源を有効活用する観点から、地域において薬局に求められる役割を地域全体で効率的・効果的に発揮するため、地域の薬局が連携して対応する仕組みの構築の検討や、薬局薬剤師の業務について、効率化・高度化を推進していく必要がある。

地域において一定の役割を果たすことが期待される薬局として健康サポート薬局、認定薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）の制度があるが、これらについて、そのメリットや地域の中での位置付けがわかりにくい等の指摘がなされており、地域における役割・機能を改めて整理・明確化し、必要な役割が確実に発揮されるようにすることも必要である。

薬局の地域における役割・機能のあり方については、「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会」で検討を実施しているところであるが、今後の検討会による議論を踏まえて①かかりつけ薬剤師・薬局の活用を含めた地域連携等による医薬品提供体制強化、②認定薬局・健康サポート薬局の地域で担うべき役割の整理、③薬局起点の医療情報の推進、④対物業務の効率化の観点から対策を実施し、地域の薬局間連携等により、かかりつけ薬剤師・薬局の活用を含め、地域がそれぞれの状況に合わせて取り組む道筋を作り、対人業務の充実、対物業務の効率化をはじめ薬局機能、薬剤師サービスの高度化に繋げる。

2 事業の概要・スキーム

令和5年度事業で実施した取組（薬局起点の医療情報交換サービスの必要性等の検討、オンライン服薬指導研修等）の効果検証結果及び「薬局薬剤師の機能強化等に関する検討会」での議論をもとに、新たに以下について必要な調査・検討等を行う。

①地域における医薬品提供体制の強化

・地域薬剤師会において、薬局間連携推進等による夜間・休日対応、在宅対応等に係る医薬品提供体制の構築・強化のための事業を実施

②認定薬局・健康サポート薬局による高度な専門性を発揮した薬剤師サービス提供の推進

・認定薬局の基準の検討のための基礎資料として必要な薬局の機能等の情報を収集するための調査、結果の分析を実施

③医療機関-薬局間の情報（トレーシングレポート等）の共有・標準化等の検討

・薬局から医療機関等への情報を提供するための課題の調査等を実施

④遠隔での調剤監査

・調剤業務の一部外部委託において、薬剤師が遠隔での薬剤監査を実施する必要となる場合があり、そのような場合において安全かつ確実に監査を実施するために、その方法や必要な設備（監査支援装置等）などの要件について調査・検討を実施（※令和6年度補正予算にて実施）



3 実施主体等

国（民間事業者、関係団体等に委託）

※ 検討会の運営支援や、現状分析、課題抽出については委託事業により実施